

議案第126号

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和
に関する条例の改正について

令和3年11月29日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和
に関する条例の一部を改正する条例

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する
条例（平成28年前橋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措
置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条
第3項」を「第2条第2項」に改める。

第14条第1項第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関す
る特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改
める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。